

令和6年度（2024年度）赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

枚方市社会福祉協議会 ボランティア活動助成事業 実施要領

1. 目的

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金配分金を活用して、地域で活動するボランティアグループの積極的な活動を支援することを目的に本助成事業を実施する。

2. 助成対象及び助成事業内容

助成対象	助成事業内容
枚方市内を活動の拠点とする福祉ボランティア活動（常時5人以上が活動し、年間10回以上活動していること）	ボランティア活動を行う上で必要な備品・消耗品、学習会の費用などに対して助成。

但し、以下に該当する活動は対象外とする

- ① 国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けている活動
- ② 他の民間機関（財団）等から助成を受けた活動
- ③ 収益・営利目的の活動
- ④ 趣味のサークル・同好会など自助活動を主たる目的とする活動
- ⑤ メンバーどうしのみでの交流会で飲食を目的とする活動
- ⑥ ボランティアの実績が1年未満の活動
- ⑦ 繰越残高が前年度の事業費以上に残り、用途が不明な場合
- ⑧ 謝金や交通費収入が、全体の支出額を上回っている団体（前年度実績）

3. 助成事業実施期間

令和6年（2024年）4月1日～ 令和7年（2025年）3月31日の間に行う事業

4. 助成額

1団体 上限30,000円

5. 募集方法

- (1) 令和6年6月1日号『社協だより』に掲載
- (2) 5月下旬より、枚方市社会福祉協議会並びに枚方市ボランティアセンターのホームページに実施要領、申請書など様式一式を掲載
- (3) 実施要領等は社会福祉協議会・総務課で配布

6. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

(1) 申請書

(2) 令和5年度活動報告及び決算書

(3) 令和6年度活動計画及び予算書

※ (2)(3) について、書式は、自由

7. 受付期間

令和6年（2024年）6月3日（月）から21日（金）まで、必着。

（ 窓口時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分 ）

8. 選考

概ね30団体に助成する。なお、予定数を超えた場合、申請内容に基づき助成の必要性が高いものを選考し決定する。

9. 報告

助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後、事業報告書と必要書類を社会福祉協議会へ速やかに提出すること。(提出期限 令和7年(2025年)4月14日(月)必着)

10. 助成金の取り消し・返還

下記に該当する場合は、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

- ①助成金を申請の内容以外のものに使用したとき
- ②期限までに報告書が提出されなかったとき

11. その他

前年度助成団体で報告書が期限までに提出されていない団体については、本年度助成金の申請ができないものとします。

12. 書類提出及び問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35 (枚方市立総合福祉会館4階)

TEL 072-844-2443 FAX 072-807-5779

【提出書類】

	書類名	説明
申請時	(1) 申請書 ※様式1 (2) 前年度活動報告及び決算 (3) 当年度活動計画及び予算 ※(2)(3)の書式は、自由 ※初めて申請をされる場合は、上記の書類に団体概要(様式5)と会則を添付して提出して下さい	(1) 記述しきれない場合は、資料別添可。 (2) (3)・ <u>団体全体の予算・決算</u> になりますのでご注意ください。 ・団体で作成しているものがある場合は、申請用に作成していただく必要はありません。
交付決定時	(1) 請求書 様式2 (2) 振込口座の通帳の写し	(1) ・振込名義は原則的に団体のものに限りませう。 ・振込先の支店・口座番号等記入名違いがないようご注意ください (2) 前年度交付を受けた団体で、口座名義が変わっていない団体は、通帳の写しの提出は不要です。
報告時	(1) 報告書 様式3 (2) 助成を受けて実施した活動の概要が分かる資料 ※当年度事業報告・決算書 ※謝金や交通費収入のある団体は、団体全体の収支状況が分かるもの (3) 領収書の <u>原本</u> ※A4版にまとめること (報告書には貼り付けないで下さい)	(1) 記述しきれない場合は、資料別添可。 (2) 実施した事業がわかる資料(当日のプログラムや案内・チラシ・活動の写真など)を添付してください。また、備品などは、使用風景がわかる写真を別のA4の紙に添付していただいてもかまいません。 (3) 領収書の原本を提出して下さい。 <u>原本の提出が難しい場合は、コピーに団体名・代表者の氏名と押印をしたものを提出して下さい。</u>